

平成15年(行ウ)第7号

原告 兼 松 秀 代
被告 核燃料サイクル開発機構

平成15年4月25日

原告訴訟代理人弁護士 新 海 聡

名古屋地方裁判所 御中

準備書面

本件処分における不開示情報の特定性と処分の違法性に関し、以下の主張をする。

記

1, 本件各処分は不開示部分を十分に特定していない

被告は各法人文書に関し、各法人文書中に存在する「調査対象地区」や「調査対象地域等」を具体的に示すことにつながりうる情報を不開示とする処分(以下「本件各処分」と言う。)をした。

しかし、これらの本件各処分における記載は、不開示箇所を十分に特定しているとは言いがたい。すなわち、「調査対象地区を具体的に示すことにつながりうる情報」という場合、「地区」とは地理的にどのような広がりを示す概念か、「示すことにつながりうる」とはいかなる意味か、「調査対象地域等を具体的に示すことにつながりうる情報」という場合の「地域」とは地理的にどのような広がりを示す概念で、「等」とはなにを示すのか、被告の本件各処分の記載上は理解しがたい。

本件各処分は不開示箇所の摘示が抽象的、概括的かつ曖昧であり、不開示箇所を具体的に明示しているとは到底言えないのである。

2, 本件各処分は法5条に反する

そもそも行政処分とは、処分を受けた当事者の権利や法律上の利益に直接的な影響を及ぼすものである。したがって、当事者の権

利や法律上の利益にどのような影響をおよぼすかが処分中の一義的、具体的に記載されなければならない。そして、行政処分に対する同様の要請は当然に法5条の開示（不開示）決定についても及ぶ。すなわち、被告が文書の不開示決定をする場合には、不開示箇所が処分中に明示されていることが要請されるのである。

加えて、不開示部分が特定されていない本件各処分は法5条の趣旨にも反する。

すなわち、本文で法人文書の原則開示を定め、例外的に不開示情報を具体的に限定列挙し、また、不開示情報の範囲をできるだけ明確にすることを要求する法5条の趣旨（同様の規定を持つ行政機関情報公開法においては、その制定時に、行政機関の長に開示、不開示の審査基準を具体的に作成し、これを公表すべきとする附帯決議が衆参両院においてなされている。）は、必要以上に不開示情報の範囲が広がりすぎることを避けることにある。

そして、法のかかる趣旨は、不開示処分をする際にも、不開示箇所を具体的に明示することを独立行政法人に対して要求していることは当然である。処分における不開示箇所が特定できない場合には、情報の広範な不開示をもたらす運用を招きかねず、法人文書の原則開示を定めた法の趣旨を没却してしまうからである

3 本件各処分の違法

以上述べたことから明らかな通り、原告が法人文書の不開示箇所を知ることができず、不開示箇所を具体的に明示しているとは到底言えない本件各処分は、それ自体行政処分として不完全かつ法5条に反するものである。

よって、本件各処分は法5条4号に基づく不開示処分として違法というほかない。

以上